

行政運営 部会での議論及び条文作成について

第〇〇章 行政運営

(総合計画)

第〇〇条 市は、この条例の**目的**を達成し、効率的な行政運営を図るため、**総合計画**を策定するものとする。

2 市は、総合計画の実施のため、具体的な各分野の計画を定める場合、**総合計画との整合性**を図らなければならない。

3 市は、総合計画を策定するにあたり、市民へ積極的に情報提供を行い、**市民参加の充実**に努めるものとする。

4 市は、総合計画の実施状況について、**進行管理**を行い、市民へ情報提供し、行政評価の結果等により必要に応じて、計画を見直すものとする。

(財政運営)

第〇〇条 市は、財政の状況を的確に把握し、健全な財政運営を図るとともに、予算の編成にあたっては、**総合計画との整合性**を図るよう努めなければならない。

2 市は、その所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な利用に努めるものとする。

3 市は、財政の状況及び公有財産の状況について、市民へわかりやすく情報を提供するものとする。

(行政評価)

第〇〇条 市は、総合計画が効率的かつ効果的に推進されるため、総合計画の進捗状況、達成度及び成果について行政評価を行い、その結果を市民へ公表し、施策等へ反映するものとする。

2 市は、行政評価の実施及び結果の施策への反映について、市民参加の機会を充実させ、意見の反映に努めるものとする。

(審議会等)

第〇〇条 市は、市政の推進にあたり、審議会等を設置する場合、公募による委員を加えるように努めるものとする。

(意見、提案等への対応)

第〇〇条 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査、検討を行い、誠実に対応するものとする。

(行政手続)

第〇〇条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

基本構想及び基本計画（以下、総合計画という

総合計画・財政運営・行政評価について

総合計画は、地方自治法上の策定義務は現在ないとはいえ、小樽市の街の将来の姿を定める重要な計画であり、行政運営の根本と位置付ける。総合計画よりプランが策定され、実行のため必要な予算を確保し、計画・事業を実施し、実施状況に応じて検証・評価を行う。これら一連の過程において、財再運営、行政評価と密接に連携していく必要がある。

総合計画が、政策の根本であり、その実現のため、個々の事業実施のための計画を策定する。整合性を図るのは必須であり、当然である。

市民参加について、「参加（参画）・協働」の章において、政策の各段階への機会保障、地域特性、参加年齢への配慮について規定する予定。尚且つ、総合計画を重点に市民参加について規定する必要性であるかどうか

総合計画の推進上、計画は10年ごと、実施計画は5年後との策定が現状である。単年度ごとの進捗状況の検証も必要と考える。

公有財産については、市民共通の財産であるため、現状の把握、価値、利用についての展望について、行政がしっかりと把握することが大切。小樽の財産として有形、無形あるとは思いますが、無形財産については敢て触れていません。

財政運営の公表、透明性の確保について規定するのは基本線。直接文言は入れていないが文言について強弱はどうでしょう。

現制度上、総合計画の進捗状況把握、評価についての規定がない。行政評価についても実施していない

現段階では、参加（参画）・協働の章に、参加における市の役割で、市民参加への努力を位置付けている。上記の総合計画、行政評価においても市民参加の機会を位置付けている。更に規定を設ける必要があるかどうか。このほか、男女比、年齢構成、選出地区などについても表現すべきか。
検討部会においては、1つの表題として位置付けるかどうかの結論は出ませんでした。

組織運営については、規定の必要はあると思うが、市長の責務で規定したほうが良いような気がする。
行政運営に規定するか、市長の責務に規定するか。
・市長は、効率的な市政の運営のため、社会の変化に対応し、市民に分かりやすい機能的な組織運営に努めるとともに、人材の育成、能力評価及び適切な配置を行うものとする。(市長の責務)
・市は、社会の変化に対応し、市民に分かりやすく効率的な組織運営に努めなければならない。(行政運営)
内容については、以上のような「社会変化への対応」「効率性」のみとするか、職員定数や横断的組織について踏み込むかどうか。現在の条例案では、横断的な考え方については、職員の責務で位置付けることとしている。

法令等の運用について

・法令の自主解釈権について規定すべきかどうか
(法令等の調査研究を行い、主体的（自主的）かつ適正な解釈及び運用に努める)
・法令の適正解釈のみ規定する
(まちづくりに必要な条例の制定改正を行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。)

市民の政策への提案については、具体的な手続は別としても提案する仕組みは必要と思う。

市民参加の意味合いからも、許認可の申請をする人の権利を保護する、手続を整備するという意味で自治基本条例に規定する意義はあると思う。

(関与団体)

第〇〇条 市は、市が関与又は出資等を行う団体に対して、適切な運営が確保され、その目的が適切に達成されるよう、必要な意見や助言を述べることができる。

2 市は、市が関与又は出資等を行う団体について、市民へ情報提供するものとする。

(外部監査)

第〇〇条 市は、法令に定めるところにより、必要に応じて、外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

(危機管理)

第〇〇条 市は、市民が安心、安全に生活を営むことができるよう、緊急時に総合的、機能的な対応ができるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、危機管理体制の確立のため、市民、事業者及びその他関係機関などと連携及び協力を図るよう努めなければならない。

(公益通報制度)

第〇〇条 市は、第〇〇条第〇項に規定する通報を受ける体制を整備するとともに当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。

自治基本条例では、上位の考え方を示すこと、透明性の確保ができればいいと思います。出資法人、指定管理者、補助金交付団体について一括して規定をしています。現実には、出資法人、指定管理者に対しては、市の常設監査委員会が定期的に監査を行っている。補助金交付団体については、事業要綱ごとに必要な報告事項を定めている。
更に具体的に規定するかどうか → ①出資法人、指定管理者、補助金交付団体について個別に規定するかどうか
②苫小牧市のように、出資、補助、職員の派遣の目的について言及する

外部監査については既存制度をなぞる形で規定しています。
現行の監査委員制度については、言及していません。現行制度の充実を謳う場合は、函館市の規定のように、監査委員制度と外部監査を包括して規定する方法があります。

公益通報制度について、確実に条例に盛り込むかの決定はしていませんが、現時点の案では、職員の責務に、公益通報義務を入れてありますので、制度として担保する意味で、通報を受ける体制について表現しています。

国、道及び他の自治体との連携について、他の自治体では、自治基本条例に規定しているものの、規定箇所については、行政運営の部分で規定している自治体、その他の部分に規定している自治体半々といったところです。
規定するか否か、どこに規定したらよieldらうか。

(国、北海道及び他の自治体との連携)
第〇〇条 市は、まちづくりの課題解決のため、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割を認識して、連携協力を努めるものとする。
2 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題解決のため、互いに協力、連携するものとする。

資料中 ・情報の公開、提供、共有 ・個人情報保護 については、暫定案では情報共有
・説明責任、人材育成 については、市長の責務
・パブリックコメントについては、参加(参画)、協働の部分で、細かい参加の仕組みについては規定しない扱いをしています